

NPO 法人九州アドボカシーセンター  
弁護士の魅力セミナー特別企画

# 徳田靖之弁護士講演会

～ハンセン病問題、優生保護法問題の全体解決と法律家・市民の役割～

2024年7月3日、最高裁大法廷は、特定の疾病や障害等を理由に生殖を不能にする手術を定めた旧優生保護法の規定は立法当初から日本国憲法第13条及び第14条第1項に違反するものであったと認め、同年10月7日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が国会で成立しました。ハンセン病問題を全体解決(2001年に補償法成立)に導いた徳田靖之弁護士は、このたびの優生保護法問題においても、法廷闘争の枠にとどまらない広範な取り組みにより全体解決を導きました。戦後日本に刻まれた差別の構造に全身全霊で向き合い続けてきた徳田靖之弁護士の思いと、問題解決に向けて法律家・市民が果たすべき役割についてお話し頂きます。

## 講師:徳田靖之 弁護士

優生保護法被害全国弁護団共同代表、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟西日本弁護団共同代表、ハンセン病市民学会共同代表、薬害エイズ九州訴訟共同代表等

日時:2025年2月8日(土)  
14時00分～16時00分

会場:福岡市立中央市民センター視聴覚室

福岡市中央区赤坂2丁目5-8



\* ZOOMでもご視聴いただけます(予約不要)  
左のQRコードからでもご入室いただけます  
ミーティング ID: 872 7591 7623  
パスコード: 931713

参加費:無料(どなたでもご参加いただけます)

主催:NPO 法人九州アドボカシーセンター

後援:福岡青年法律家協会、自由法曹団福岡支部



\*当日は正午から同じ会場でNPO 法人九州アドボカシーセンターの総会を開催します。

\*NPO法人九州アドボカシーセンターは、人権課題に取り組む弁護士を志す学生を支援するため、法科大学院の発足と同時に設立されたNPO法人です。県下の法律事務所等からの協力を受けて運営されています。

問合せ:NPO 法人九州アドボカシーセンター事務局

TEL 092-642-8525 MAIL [advocacy2004@gmail.com](mailto:advocacy2004@gmail.com) 公式ホームページ <https://advocacy-center.com/>